平成２５年（フ）第１７号
栃木県那須塩原市石林755番地12
債務者　横井テルヨシ（ＹＯＫＯＩ　ＴＥＲＵＹＯＳＨＩ）
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１８５号
静岡市葵区新富町５丁目15番地の１　ハイコーポ新富402号
債務者　石川　洋平
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４４４号
埼玉県熊谷市銀座６丁目７番３号　県営熊谷銀座団地２号棟504号室
破産者　武田　悦子
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９１号
岐阜県可児市長坂１丁目198番地
破産者　つちだ縫製こと　土田　政秀
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１０５０号
広島市西区西観音町23番20号
破産者　村井佐千子
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３２号
広島市西区己斐大迫２丁目27番８―203号
破産者　谷口　晴美
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
札幌市白石区東札幌２条３丁目２番16号　グランドール鈴木103号、開始決定時の住所北海道根室市鳴海町２丁目11番地６
破産者　魚谷　　誠
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第２０５４号
横浜市港南区芹が谷２丁目23番２―23号
破産者　須賀　進介
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３号
新潟県新発田市米倉1258番地
破産者　杉本　　弘
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４１４号
静岡市葵区与一３丁目４番73号
破産者　佐藤　隆彦
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
静岡市葵区瀬名３丁目３番51―304号
破産者　佐藤　道彦
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７号
静岡県磐田市豊岡1545番地１　伊藤雅夫方、住民票上の住所静岡県袋井市宇刈203番地の７
破産者　鈴木　　亮
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
愛知県豊橋市立花町24番地
破産者　大場　一博
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３４３号
京都府京田辺市興戸犬伏38番地９　マルベリーコート１―201号
破産者　春日　正司
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
京都市山科区四ノ宮小金塚８番地741
破産者　ネットピアンタこと　上野　光幸
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
奈良県天理市前栽町342―５　ヒノウエ上田住宅西棟５号室、開始決定時の住所奈良県天理市指柳町238番地12
破産者　篠田運送こと　篠田　秀俊
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４号
奈良県天理市福住町4501番地１
破産者　福嶋　和美
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６１号
松江市寺町199番地１
破産者　ワダ美容室こと　和田　邦久
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
松江市寺町199番地１
破産者　和田　廸子
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部